

平成25年 第1回臨時会

筑西広域市町村圏事務組合議会会議録

平成25年 7月23日

筑西広域市町村圏事務組合

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会会議録目次

第 1 日 (7月23日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者	3
職務のため出席した者	3
臨時議長の紹介	4
開 会	4
開 議	4
新議員の紹介	4
仮議席の指定	5
選挙第1号 議長の選挙	5
議長就任の挨拶	5
諸般の報告	6
管理者提出議案の報告	6
議会運営委員長の報告	7
議席の指定	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	9
選挙第2号 副議長の選挙	9
副議長就任の挨拶	9
管理者の招集挨拶	10
報告第2号 処分事件報告について	10
報告第3号及び報告第4号 処分事件報告について	13
議案第9号の上程、説明、質疑、採決	19
監査委員就任の挨拶	20
議案第10号から議案第12号の上程、説明、質疑、採決	20
議案第13号の上程、説明、質疑、採決	28
閉会中の継続審査の申し出について	29
閉 会	29

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程

平成25年7月23日（火）午後3時開会
筑西市議会議事堂

日程第 1 選挙第 1 号 議長の選挙について

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会議事日程（その2）

平成25年7月23日（火） 午後3時開会
筑西市議会議事堂

- 日程第 1 議席の指定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 選挙第 2号 副議長の選挙について
- 日程第 4 報告第 2号 処分事件報告について
- 日程第 5 報告第 3号 処分事件報告について
報告第 4号 処分事件報告について
(二件一括上程)
- 日程第 6 議案第 9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第10号 財産の取得について
議案第11号 財産の取得について
議案第12号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
(三案一括上程)
- 日程第 8 議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について
- 日程第 9 閉会中の継続審査の申し出について

出席議員（19名）

1番	萩原剛志君	2番	仁平実君
3番	田中隆徳君	5番	増渕慎治君
6番	尾木恵子君	7番	早瀬悦弘君
8番	稲葉里子君	9番	市村香君
10番	飯島重男君	11番	皆川光吉君
12番	堀江健一君	13番	秋山恵一君
14番	赤城正徳君	15番	箱守茂樹君
16番	榎戸甲子夫君	17番	鈴木聡君
18番	池田二男君	19番	金子健二君
20番	大里榮作君		

欠席議員（1名）

4番 稲川新二君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた者

管理者	須藤茂君	副管理者	前場文夫君
副管理者	中田裕君	常任幹事	滝澤正好君
常任幹事	小堀幹也君	常任幹事	森毅君
会計管理者	北條洋子君	事務局長	横田有司君
事務局次長兼 総務課長兼 企画財政課長	近藤邦男君	筑西遊湯館長	齋藤唯久君
県西総合公園 管理事務所長	山中輝夫君	環境センター 所長	福田洋君
理事兼 きぬ聖苑場長	古谷好男君	消防本部長	柴勝昭君
消防本部長 消防次長	伊藤好君	筑西市 秘書課長	稲見浩之君

職務のため出席した者

事務局総務 課長補佐兼 総務グループ 係長	深谷昌典君	事務局総務 課長補佐兼 総務グループ 係長	杉山雄一君
事務局 企画財政課長 補佐兼 企画グループ 係長	杉山博紀君		

◎臨時議長の紹介

○事務局長（横田有司君） 皆様、こんにちは。本日は、お忙しいところご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

事務局長を仰せつかっております横田でございます。どうぞよろしくお願いたします。

今般、結城市及び筑西市議会選出の組合議員任期満了に伴い、組合議会の正副議長が不在となっております。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととされております。ご出席の議員の中で稲葉里子議員が年長の議員でありますので、ご紹介申し上げます。

稲葉里子議員、議長席にお着き下さい。

〔臨時議長 稲葉里子君議長席に着席〕

○臨時議長（稲葉里子君） ただいまご紹介いただきました結城市議会選出の稲葉里子でございます。

地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。何とぞよろしくお願いたします。

◎開会の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） それでは、これより、平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を開会いたします。

（午後 3時01分）

◎開議の宣告

○臨時議長（稲葉里子君） ただいまの出席議員は19名であります。よって、会議は成立しております。

なお、欠席通知のあった者は、筑西市、稲川新二君、1名であります。

それでは、これより本日の会議を開きます。

◎新議員の紹介

○臨時議長（稲葉里子君） まず、今般の組合議員任期満了に伴い、新たに組合議員となられた方々を紹介いたします。

ご紹介にあたりまして、その場でご起立願えれば幸いです。

結城市、早瀬悦弘君、同じく池田二男君、同じく金子健二君、同じく大里榮作君。

筑西市、田中隆徳君、同じく稲川新二君、お休みでしたね。済みません。同じく増淵慎治君、同じく尾木恵子君、同じく堀江健一君、同じく秋山恵一君、同じく赤城正徳君、同じく箱守茂樹君、同じ

く榎戸甲子夫君、同じく鈴木 聡君。
以上で紹介を終わります。

◎仮議席の指定

○臨時議長（稲葉里子君） この際、議事の都合上、新たに選出されました議員の仮議席を指定いたします。

仮議席は、ただいまご着席の議席を指定いたします。

◎選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（稲葉里子君） これより、議事日程に入ります。

日程第1、選挙第1号 議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、臨時議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、臨時議長において指名することに決しました。

議長に赤城正徳君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま臨時議長において指名いたしました赤城正徳君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時議長（稲葉里子君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました赤城正徳君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました赤城正徳君が議場におられますので、本席から会議規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎議長就任の挨拶

○臨時議長（稲葉里子君） 赤城正徳君のご挨拶をお願いいたします。

〔新議長 赤城正徳君登壇〕

○新議長（赤城正徳君） ただいまは全議員さんの皆様のご支持を賜り、指名推選で当選させていただきました。誠にありがとうございます。

私は、当議会が効率的で建設的な論議を重ねて、その権能が発揮できるよう、微力ではありますが公正、中立、民主的な議会運営に全力で努めてまいります。

須藤管理者はじめもろもろの執行部の皆さん、緊張の中に深い理解と信頼関係において切磋琢磨し合い、管理者が掲げる「ふれあい、ひびきあう、安心・快適共生圏“ちくせい”」を推進してまいります。よろしく願いいたします。

結びに、議長当選のお礼を重ねて申し上げ、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長（稲葉里子君） 以上をもちまして、臨時議長の職務を全て終了いたしました。

赤城正徳君、議長席にお着き願います。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（赤城正徳君） 議長席を交代いたしました。

それでは、書類の整理のために暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時09分

再開 午後 3時20分

○議長（赤城正徳君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎諸般の報告

○議長（赤城正徳君） 次に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付した文書のとおりであります。

◎管理者提出議案の報告

○議長（赤城正徳君） 次に、本議会に提出する議案につきましては、管理者より議案が送付されております。

これら議案につきましては、さきに管理者より送付したとおりであります。

筑広組発第83号

平成25年7月23日

組合議会議長 赤城正徳 様

筑西広域市町村圏事務組合管理者 須藤 茂

平成25年第1回組合議会臨時会提出議案等の送付について

平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会に、別記議案等を提出するため、別添のとおり送付いたします。

別 記

管理者提出議案等目録

(平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会)

- 報告第 2号 処分事件報告について（和解に関する事及び損害賠償の額を定めることについて）
- 報告第 3号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 4号 処分事件報告について（筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例）
- 議案第 9号 監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 議案第10号 財産の取得について
- 議案第11号 財産の取得について
- 議案第12号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）
- 議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

◎議会運営委員長の報告

○議長（赤城正徳君） 次に、本臨時会の会期及び日程等につきましては、去る7月18日に行われました議会運営委員会で審議されましたので、直ちに委員長の報告を求めます。

議会運営委員長、尾木恵子君。

〔議会運営委員長 尾木恵子君登壇〕

○議会運営委員長（尾木恵子君） 報告に先立ちまして、去る7月18日に開催いたしました議会運営委員会におきまして委員長を仰せつかりました筑西市の尾木恵子でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、今般結城市及び筑西市選出の組合議員任期満了に伴い、新たに結城市から早瀬悦弘議員、池田二男議員が、また筑西市から稲川新二議員、堀江健一議員、秋山恵一議員が議会運営委員に選任されておりますので、ここにご報告いたします。

それでは、平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会につきまして、議会運営委員会を開催いたしました結果についてご報告いたします。

まず、議事日程における日程第1は、選挙第1号 議長の選挙についてであります。これは既に終了しております。

次に、議事日程その2における日程第1は、議席の指定についてであります。

日程第2は、会期の決定についてであります。本日1日と決定いたしております。

日程第3は、選挙第2号 副議長の選挙についてであります。

日程第4は、報告第2号 処分事件報告についてであります。

日程第5は、報告第3号 処分事件報告について及び報告第4号 処分事件報告についての2件を一括上程するものであります。

日程第6は、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてであります。

日程第7は、議案第10号 財産の取得についてから議案第12号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）の3案を一括上程するものであります。

日程第8は、議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

日程第9は、閉会中の継続審査の申し出についてであります。

次に、今臨時会の服装についてであります。クールビズ対応の服装とすることに決定いたしております。

以上、議会運営委員会において決定いたしましたので、議事の進行につきましては皆様の特段のご協力をお願い申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（赤城正徳君） 以上で報告を終わります。

◎議席の指定

○議長（赤城正徳君） これより議事日程に入ります。

まず、日程第1、議席の指定についてであります。

今回、組合議員になられました方々の議席につきましては、組合会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

氏名とその議席を朗読いたさせます。

深谷事務局総務課長補佐兼係長。

○事務局総務課長補佐兼総務グループ係長（深谷昌典君） 議席を朗読いたします。

3番議席に田中隆徳議員、4番議席に稲川新二議員、5番議席に増渕慎治議員、6番議席に尾木恵子議員、7番議席に早瀬悦弘議員、8番議席に稲葉里子議員、12番議席に堀江健一議員、13番議席に秋山恵一議員、14番議席に赤城正徳議員、15番議席に箱守茂樹議員、16番議席に榎戸甲子夫議員、17番議席に鈴木 聡議員、18番議席に池田二男議員、19番議席に金子健二議員、20番議席に大里榮作議員。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） ただいま朗読したとおり議席を指定いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（赤城正徳君） 次に、会議録署名者を組合議会会議規則第73条の規定により、9番、市村 香君、10番、飯島重男君の両君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日1日といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎選挙第2号 副議長の選挙

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第3、選挙第2号 副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。副議長に大里榮作君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました大里榮作君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認めます。よって、大里榮作君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました大里榮作君が議場におられますので、本席から組合議会規則第30条第2項の規定により告知いたします。

◎副議長就任の挨拶

○議長（赤城正徳君） 大里榮作君のご挨拶をお願いいたします。

〔新副議長 大里榮作君登壇〕

○新副議長（大里榮作君） ただいま議長より指名推選をしていただきました結城市議会の大里榮作

でございます。よろしくお願いを申し上げます。

私は、議会を長くやっている中で、今回広域議会、初めてでございます。広域議会においては当然市民の安心と安全を守るということで、消防関係の問題、また環境の問題、各種事業、いろいろあるかと思いますが、精いっぱい赤城議長をサポートしながら、この議会の発展のために尽くしたいと思っておりますので、よろしくご支援、ご指導お願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

◎管理者の招集挨拶

○議長（赤城正徳君） この際、管理者から発言を求められておりますので、これを許します。
須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、ご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、このたびの正副議長選挙におきましてめでたくご就任されました赤城議長、大里副議長には心よりお祝いを申し上げます。

また、今回新たに組合議員となられました結城市と筑西市の議員の皆様方には、今後とも筑西広域圏域住民のためにご指導、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

さて、私ごとでございますが、先般の筑西市長選挙におきまして多くの市民の皆様のご支持と負託を賜り、筑西市長に就任いたしましたところでございます。

併せて、去る5月1日開催の正副管理者会議におきましてご推挙いただき、組合管理者に就任いたしましたことを本臨時会の席をお借りいたしまして皆様方にご報告申し上げたいと思っておりますとともに、管理者といたしまして、その重責に身の引き締まる思いでございます。広域行政関係各位のご指導、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

最後に、今臨時会への提出案件でございますが、報告3件、議案5件でございます。詳細につきましては、担当者がご説明いたしますので、十分ご審議の上、賛成賜りますようお願いを申し上げて、挨拶にかえさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎報告第2号 処分事件報告について

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第4、報告第2号 処分事件報告についてを上程いたします。
直ちに説明を求めます。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

○消防本部消防長（柴 勝昭君） 消防長の柴でございます。どうぞよろしくお願いをいたします。
それでは、報告第2号につきましてご報告いたします。

報告第2号 処分事件報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された下記事件を処分したので、同条第2項の規定により報告する。

記

和解に関すること及び損害賠償の額を定めることについて

（平成25年7月2日処分）

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須 藤 茂

でございます。

報告第2号につきましては、平成25年6月5日水曜日、筑西市菅谷地内で発生した公用車の追突事故について、専決処分事項の規定に基づき専決処分をしたので、報告するものでございます。

2ページをお開き願いたいと存じます。専決処分の写しでございます。

中ほどに記といたしまして、1、相手方、これは相手車両の所有者でございます。所在、筑西市女方787番地16、氏名、糸澤新吾。

2、和解の方法。本組合は、前項の相手方と示談し、次項の損害賠償金を支払うことをもって和解するものとする。

3、損害賠償の額、金16万1,910円でございます。

3ページをご参照下さい。別記としまして、1、事故の種類、車両追突事故。

2、事故の相手方、これは運転者でございます。住所、筑西市みどり町1丁目10番、市営住宅1号棟104号、氏名、糸澤宏和、和解相手の長男でございます。

3、事故の概要でございますが、平成25年6月5日午後3時40分ごろ、筑西市菅谷地内市道、これは国道294号線菅谷交差点、レストランココス南側でございます。この交差点におきまして、本組合職員の運転する公用車、これは筑西消防署の防火指導車でございますが、交差点付近で赤信号のため停車していた相手方車両に後方から追突し、相手方車両後部を損傷させたものでございまして、過失割合は当組合10割でございます。

この事故の原因といたしましては、本組合職員が運転する車両が前方信号機が赤であったため、一旦停車したのですが、ブレーキペダルを踏んでいた右足が緩んでいたことに気づかず、周囲の様子に気をとられているうちに前方車両に追突したものでございます。

また、前方車両には運転手のみの乗車でしたが、けが等はございませんで、当組合の防火指導車にも損傷はございませんでした。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（赤城正徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。なお、質疑については3回まで、答弁を含め45分以内といたします。

それでは、質疑願います。

それでは、17番、鈴木 聡君。

〔17番 鈴木 聡君登壇〕

○17番（鈴木 聡君） 今消防長の説明によると、一旦停止して、右足が緩んでいるどうのこうので、周囲の様子に気をとられたというのだね。これは、10割、全く悪いということでしょうけれども、相手が信号で赤で止まって、それを一旦停止して、そして追突したのだと、これは何なのですか、やった職員。しかも、いわゆる消防署というのは、市民の生命、財産を守る重要な部署なのですよね。しかも、防火指導車がそういう追突事故を起こすということについては、非常にこれは規律の緩みというのか、こういうことがあっていいのかどうかと。それは、人間誰でも自動車の運転の問題で、いろんな過労とかそういったものの睡眠不足とかという注意散漫することもありますよ。このときの様子はどうだったのですか。職員に対しては、こういう事故を起こした場合は、ただ注意処分というか、気をつけるよぐらいの話なのか、こういう規則までいって訓告、戒告とかいろいろありますけれども、その人の反省の問題もあると思うのですよね。気の緩みというのはやっぱりいただけないですよ、これは。その辺、どうなのでしょう。一つお伺いしたいのです。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

○消防本部消防長（柴 勝昭君） ただいまご指摘がありました事故に関しましては、私どもも非常に市民を守るべき立場でありながらそういう事故を起こしたということは、大変申しわけなく感じているところでございます。

なお、事故を起こしました職員に関しましては、当組合にあります懲戒審査委員会で審議して、その処分を決定するところでございます。

また、全所属に関しましては、事故の発生を戒めるといいますか、それを未然に防止するために、改めて所属長から事故防止対策について十分取り計らうよう指示しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 消防長の今の答弁で結構なのですが、ただ防火指導車といういわゆるシンボリックな車ですよね、消防署の。そういう車がこういう気の緩みを生じて追突するということが、私は職員規律の緩みが大分出てきているのではないかなと感じるのです。先ほどの消防長の答弁で十分だとは思いますが、しかしこれは信号で止まっているのを一旦停止したら、気が緩んでまた今度

は追突した。いきなり追突したのではないからまだいいにしても、そういうものについては、普通に考えてもあり得ないことなのですよ、実際に。しかも、防火指導車というのは、もう職務中でしょう、それも。市民の目というのは、そういう人たちに対する目は厳しいのです。それだけに余計に気を引き締めて、戒めて行政に当たってもらわないと困るのです。先ほども言ったように、くどいようですが、市民の命と財産を守るシンボルタワーです、消防署は。そういう中で働く職員がこういうひとつの、こういう表現は妥当かshれないかどうか分かりませんが、こういう気の緩みというだけで済まされないものがあるのではないかなと私は感じるのです。そういう意味からも、ひとつ消防長が先頭に立って、規律戒律の厳しさをもっと徹底してもらわないと困ります。

その辺お願いして終わります。答弁はいいです。

○議長（赤城正徳君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） 質疑を終結いたします。

◎報告第3号及び報告第4号 処分事件報告について

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第5、報告第3号 処分事件報告について及び報告第4号 処分事件報告について、以上2件を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） それでは、報告第3号からご説明申し上げます。

報告第3号 処分事件報告について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求める。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
(平成25年3月26日処分)

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須藤 茂

でございます。

2ページの専決処分の写しをお願いいたします。先ほど申し上げましたように、3月26日付で処分したものでございます。

3ページが条例の公布書となっております。

4 ページをお開きいただきたいと存じます。本件につきましては、平成23年の人事院勧告及び平成24年茨城県人事委員会の勧告に基づき、給与構造改革における経過措置を廃止するため、筑西市に倣い、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、所要の改正を行ったものでございます。

本来組合議会においてご審議いただき、施行すべきものでございますが、組合の給与体系の準拠元となっております筑西市が3月19日に議決、施行日が4月1日であったため、組合議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分させていただいたものでございます。

改正の概要でございますが、1点目といたしまして、給与構造改革における経過措置額の廃止についてでございます。これは、現給保障額と言われるものでございまして、平成18年度に制度を導入してから相当の期間が経過し、また受給者数及び受給額ともに減少してきております。国、県及び県内市町村の動向等を踏まえ、段階的に廃止することとなったものでございます。

2点目といたしましては、平成18年度から平成21年度までの4年間、給与構造改革として昇給を1号ずつ抑制してまいりました。平成25年4月1日及び平成26年4月1日に若年、中堅層の職員を対象とした昇給の回復を行うものでございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第4号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年条例第5号）
の一部を次のように改正する。

附則第7項でございますが、号給の切りかえに伴う経過措置について、現給保障額を平成27年3月末日までで廃止するための期日設定と、その支給期間を定めるもので、平成25年4月から平成26年3月末については、経過措置額であります差額相当額から5,000円を減額いたしまして支給いたします。平成26年4月から平成27年の3月末については、差額相当額から1万円を減額して支給するための規定を加えた内容に改正するものでございます。

次に、附則でございますが、まず第1項は、本条例の施行期日で、平成25年4月1日からの施行でございます。

附則第2項は、平成25年4月1日において、41歳未満の職員のうち平成20年1月1日に昇給抑制のあった職員について、昇給を1号給回復する規定でございます。

附則第3項から第5項までについては、この1号回復について、育児休業法に基づく短時間勤務職員等の取り扱いについて定めたものでございます。

なお、現在当組合には該当職員はおりません。

附則第6項は、平成26年4月1日において40歳未満の職員のうち、平成19年1月1日に昇給抑制があった職員について、昇給を1号給回復する規定でございます。

附則第7号については、前項に対する附則第3項から第5項までの準用することによる読みかえ規

定でございます。

最後に、附則第8項は、この条例の施行に関して必要な事項は組合規則で定めるという内容でございます。

なお、構成市の状況についてご報告申し上げます。結城市におきましては、本年3月議会定例会において段階的に廃止する旨の条例改正を行っております。平成25年度は、現給保障額との差で1万5,000円未満の場合は廃止とし、1万5,000円以上の差がある場合は1万5,000円を差し引いた額で支給するものがございます。

なお、桜川市におきましても条例改正を行っており、平成25年度から現給保障は廃止するという内容になっております。

また、若年、中堅層の昇給抑制に係る回復措置は、結城市、桜川市ともに実施済みとなっております。

以上で第3号の報告を終わらせていただきます。

続きまして、第4号についてご説明申し上げます。

報告第4号 処分事件報告について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、下記事件を処分したので、報告し、承認を求める。

記

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例

(平成25年6月19日処分)

平成25年7月23日提出でございます。

2ページは、専決処分の写しでございます。

3ページは条例公布書となっております。

4ページをお開きいただきたいと存じます。本件におきましては、国において財政状況及び東日本大震災に対処する必要性に鑑み、一層の歳出削減が不可欠であることから、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律の施行により、平成24年4月から平成26年3月末までの予定で給与等の減額を実施しております。

地方公務員の給与につきましても、国に準じた取り組みを求めてまいり、給与体系を準拠する筑西市において、本年度に限って給与の減額を行うことから、これに倣い、組合職員の給与の臨時特例に関する条例の制定を行ったものでございます。本来組合議会においてご審議いただき施行すべきものでございますが、給与体系を準拠する筑西市が6月18日に議決、施行日が7月1日であったため、議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、専決処分させていただいたものでございます。

条例の概要でございますが、国は一般職給料表適用者の俸給月額を俸給表に応じて9.77%から4.77%に相当する額を減額し、さらに管理職手当を10%、期末勤勉手当を9.77%減額、行政職の給与

表適用者の諸手当を含めた年収における平均減額割合を7.8%としております。

適用期間は今年度末までの2年間でございます。

当組合員におきましては、職員数の削減あるいは人件費の縮減、それから管理職手当の30%減額、55歳以上の昇給抑制、特定減額職員給与の1.5%削減等々、筑西市に準じて取り組んでまいりました。

そして、今回筑西市では、ラスパイレス指数を100に引き下げる削減方法により、一律3.6%の削減率の減額を行うことから、当組合も同様に行ったものでございます。

また、給与に連動する地域手当につきましても同様の削減となりますが、期末勤勉手当につきましても、12月の支給までに検討することとなっております。

実施期間につきましては、本年7月から来年3月末までの9カ月間で、今年度限りの削減措置でございます。

それでは、条文に沿ってご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合条例第5号

筑西広域市町村圏事務組合職員の給与の臨時特例に関する条例

第1条は、条例制定の趣旨として、国家公務員の給与減額措置を踏まえ、一般職に属する職員の給与を減額するため、職員の給与に関する条例等の特例を定める旨を規定したものでございます。

次に、第2条は、施行日の平成25年7月1日から平成26年3月31日までの特定期間に限り給料月額を3.6%減額するもので、これに伴い第2項では地域手当の月額や疾病等による休職者の給与につきましても連動して減額になる旨、規定したものでございます。

同じく第3項は、給与条例第12条から第15条に規定する時間外勤務手当等の勤務1時間当たりの給与額について、その算出方法を定めたものでございます。

続いて、第4項は、給与条例附則第7項の適用を受ける55歳を超える職員、現在1.5%の給与減額を実施している特定減額職員でございます。これの給料月額及び地域手当について、今回の減額を適用させる旨、規定したものでございます。

次に、第3条は育児休業等に関する条例第21条に規定する、部分休業している職員の給与の取り扱いについて、勤務を要しない時間分の給与の減額について同じく適用する旨、規定したものでございます。

続きまして第4条は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例第15条第3項に規定する、介護休暇で勤務しない時間分の給与の減額について、同様に減額の適用を行うため、読みかえ規定を設けたものでございます。

第5条につきましては、給与の支給にあたって減額される額を算定する場合の端数処理について規定を設けたものでございます。

なお、附則では本条例の施行日を定めてございます。

続いて、構成市の状況についてご報告申し上げます。結城市では、ラスパイレス指数が105.5という

ことで、俸給区分により3から5%を減額しております。

桜川市では、ラスパイレース指数が103.7ということで、3.7%の減額で、いずれもラスパイレース指数を100を超えた部分を原則として減額している状況でございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（赤城正徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 国が国家公務員の給与削減ということでやったわけですが、それを地方自治体にもやるべきだということで国が言ってきたのですが、しかしこういう問題については、それぞれの自治体が職員の給与の問題については決めることだということで、各全国市町村長会とか全国議長会とか各自治体の団体もそういう不当なやり方はないだろうということで、決議というか、そういう態度を示していました。

この茨城県内でも44市町村がある中で大体約半数はそういう問題について反発して、これは地方自治体が独自に職員の給与については決める問題であるから、つまり国はそれを削らないと地方交付税などの削減措置をするなんていうのは不当だという反発を受けて、実際に茨城県内では各市町村長の、それを国の言いなりになって実施した市というのはどのくらいに見て、把握しているのでしょうか。筑西市は、もちろん結城市も桜川市も国のラス指数、100を超えた部分だと言うけれども、しかしそれは特別手当の目的とか、いろんな問題加えると、そういうふうに国の指数に比べたらもっと低いのです、本当はこの地方自治体というのは。だから、そういう問題も含めて、本当は私ら筑西市議会では、市長がいろいろ言っていましたけれども、須藤市長が、管理者ですが、私どもは反対したのですが、しかし茨城県内の自治体の中では、これは自治体が独自に職員と話し合っただけで決める問題ということで、実施しない自治体もあったわけですね。そういう茨城県内の状況をどういうふうに把握しているのか、ちょっとお尋ねしたい。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

[事務局長 横田有司君登壇]

○事務局長（横田有司君） 鈴木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

6月末現在、事務局のほうで調べました結果、44団体のうち17団体が実施している状況でございます。27団体が未実施となっております。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） それで、今27自治団体が未実施というのですけれども、広域のいわゆる茨城

県内で幾つあったか、ちょっと今数字忘れた。いわゆる広域圏の実施というのはどういうふうに捉えているのですか、県内の。幾つの広域があって、そして幾つがそのあれに合わせてやっているとか、そういった把握はしていないのですか。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君） 鈴木議員さんの2回目の質問にご答弁申し上げます。

茨城県内の他の広域の状況ということでございますが、実施している団体は稲敷広域事務組合がございまして。これは、龍ヶ崎、牛久、稲敷市、利根町、河内町、美浦村の6市町村で構成している団体でございますが、こちらが実施しております。あと、鹿行広域、これは鹿嶋市、潮来市、神栖、行方、銚田市の5市で構成している団体でございますが、6月末の段階では検討中というふうなことでございます。ほかの広域では、今のところ筑西広域と稲敷広域のみとなっております。

なお、消防本部を加味しますと、水戸あるいはつくばとかが消防職の減額を実施しているところでございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 鹿行は6月のどうのこうの、今の時点の把握はしていないのですか。6月の話を答弁でやっているのだけれども。それ6月時点ではそういう話だろうけれども、今はもう7月も終わろうとしているのです。これは、7月からやる話でしょう。だから、何で6月の情報なのですか。やっぱり議会に臨むときは、最新の新しい情報で答弁してもらわないと、私たちは分からないのです。6月の話をしていたのでは。ちゃんとこの議会に沿った把握をしておかないと、6月の話をここでしてもらってもだめなのです。7月からもうこれは実施ということでやっているわけですから、そういう点、もう少し考えて答弁して下さい。今度なりたての事務局長さんだから、いきなりでかい声もできないものですから、それはよく学んで下さい。

どうなのですか。一々質問しないと聞かないのですか、そのパーセントは。例えば先ほど筑西市が3.6とか、結城が5.5とか、桜川が3.6ですか、そういう資料というのはないのですか。例えば今水戸の消防本部がどうのこうのやったという話ですけども、何%やったのですか。

それから、稲敷広域でも何%やったとかという、そういうものを、ここでは3.6というパーセント挙げて議案提案しているのですよね。だったら、そういう答弁をするのだったら、稲敷では何%やりましたとかということも含めて答弁があってしかるべきだと私は思うのですが、その辺どうでしょう。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の3回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君） ご答弁申し上げます。

稲敷広域のほうでございますけれども、行政職が2級以下で3.39%の減、3級以上が5.52%の減で

ございます。消防職につきましては、3級以下が3.39%の減、4級以上が5.52%の減でございます。それと、水戸のほうでございますけれども、行政職、消防職ともに1、2級が4.77%の減、3級から6級職の職員が7.77%の減、7級から8級の職員が9.77%の減でございます。

また、つくば市におきましては、行政職、消防職ともに全て7%の減でございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、報告第3号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、本件は報告のとおり承認されました。

次に、報告第4号 処分事件報告について、報告のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立多数。よって、本件は報告のとおり承認されました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、採決

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第6、議案第9号 監査委員の選任につき同意を求めることについてを上程いたします。

この際、本案につきましては、稲葉里子君の一身上の問題に関することであり、地方自治法第117条の規定により除斥となりますので、退席願います。

〔8番 稲葉里子君退場〕

○議長（赤城正徳君） それでは、説明を求めます。

須藤管理者。

〔管理者 須藤 茂君登壇〕

○管理者（須藤 茂君） 説明をいたします。

議案第9号は、監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

欠員となっております当組合の監査委員につきましては、当組合同規約第15条第2項の規定により、当組合の議員さんであります次の方を監査委員に選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

住 所 結城市大字結城94番地
氏 名 稲 葉 里 子 議員さん
生年月日 昭和15年11月28日

生まれでございます。

なお、参考といたしまして、議案書の裏面に略歴が記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（赤城正徳君） 説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。稲葉里子君を監査委員に選任することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、稲葉里子君が監査委員に選任されました。

稲葉里子君の除斥を解きます。

〔8番 稲葉里子君入場〕

◎監査委員就任の挨拶

○議長（赤城正徳君） ただいま監査委員に選任されました稲葉里子君のご挨拶をお願いいたします。

〔8番 稲葉里子君登壇〕

○8番（稲葉里子君） 皆さん、監査委員の選任にありがたい賛成をいただきましてありがとうございます。しっかりと監査をやっていきたいと思っています。よろしくどうぞお願いします。

◎議案第10号から議案第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第7、議案第10号 財産の取得についてから議案第12号 平成25年度筑西市広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）まで、以上3案を一括上程いたします。

直ちに説明を求めます。

まず、議案第10号及び議案第11号について、柴消防長。

〔消防本部消防長 柴 勝昭君登壇〕

○消防本部消防長（柴 勝昭君） それでは、議案第10号 財産の取得について、ご説明申し上げます。

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第5号）第3条の規定により、

議会の議決を求める。

記

- 1 購入物品及び数量 災害対応特殊救急自動車 1台
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金33,450,000円
- 4 契約の相手方 茨城県水戸市泉町二丁目3番24号
茨城トヨタ自動車株式会社
代表取締役 幡谷 史朗

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須藤 茂

でございます。

本災害対応高規格救急自動車は、筑西消防署関城分署に配置されている高規格救急自動車を更新するものでございます。

更新の背景としましては、更新対象となる高規格救急自動車は、平成12年度に配備されたもので、13年が経過し、走行距離20万9,951キロメートル、この間の総出場件数9,243件でございます。

車両及び救急用資器材が経年とともに老朽化が進みまして、修理も多く、また部品の交換についても厳しい状況にあります。

今回の高規格救急自動車の更新により、最新の高度救命用資器材を整備し、救急業務の高度化を図り、救命率の向上に努めるとともに、救急救命士による高度な救命処置を提供できるものと確信します。

それでは、仕様書に基づき、高規格救急自動車について概要をご説明いたします。

2ページをお開き願います。車両に使用するシャーシ及び型式につきましては、総務省消防庁認定型式でございます。4輪駆動方式でガソリンエンジンであり、排気量2,600cc以上で、メーカーの指定はございません。

次に、艤装関係でございますが、この高規格救急自動車、専用シャーシに呼吸循環管理器材、搬送救出器材及び消毒用資器材を積載し、救急隊員が適切な処置を行える十分なスペースと傷病者に対して苦痛を与えないサスペンションを有し、機動性に富んだ高規格救急自動車でございます。

また、今後発生が懸念される大規模地震や特殊災害において、迅速、的確に高度な救急救命活動を可能にするため、最新の高度救命用資器材を整備し、圏域住民の安全、安心の確保と救急需要の増大への対応にその能力を十分に発揮できるものでございます。

なお、本車両は災害対応特殊救急自動車ございまして、平成26年度から緊急消防援助隊として登録しまして、大規模災害発生時には現地へ災害派遣となる車両でありまして、総務省消防庁が所管す

るところの緊急消防援助隊設備整備費補助金が採択され、1,226万7,000円の補助金が決定しているところでございます。

参考図を添付しましたので、お目通しをお願いしたいと存じます。

以上でございます。

続きまして、議案第11号、同じく財産の取得についてご説明申し上げます。

議案第11号 財産の取得について

消防力の強化及び消防装備の近代化を図るため、下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和45年条例第5号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 購入物品及び数量 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車 1台
(I-A型・圧縮空気泡消火装置及び救助資機材搭載型)
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 金74,605,090円
- 4 契約の相手方 東京都港区西新橋三丁目25番31号
株式会社モリタ東京営業部
部長 緒形和美

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須藤 茂

でございます。

本災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、北関東自動車道桜川筑西インターチェンジを管轄する桜川消防署に平成26年度より新たに特別救助隊を設置するにあたり、各種救助資機材を搭載した救助工作車の兼用型車両として配備するものでございます。

現在桜川市における救助につきましては、筑西消防署から救助工作車により特別救助隊が出場しており、時間的問題や資機材、救助資機材等の配備が懸案となっております。

国からの救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令においても、消防常備市町村の配置する救助隊の数は当該市町村における消防署の数となっております。特別救助隊設置に合わせ、車両を配備するものでございます。

2ページをお開き願います。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の概要についてご説明いたします。この災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車は、昨年度結城消防署に配備したものと同型の車両でございます。この車両のシャーシでございますが、ダブルキャブオーバー型の5.5トン級、4輪駆動の消防専用シャーシでございます。なお、シャーシメーカーの指定はございません。

この消防自動車専用シャーシに高圧二段ポリユート式水ポンプと1,500リッターの水槽、消火泡圧縮吐出装置を装備し、救助のためのウインチ装置、LED照明装置、大型救助資機材を搭載し、各種の災害において消火活動及び救助活動を可能とした車両でございます。

艀装関係につきましては、緊急自動車としての要件を整えるための取り付け品と隊員の活動を支援するための取り付け装置及びホース等各種資機材を積載するためのシャッター式の収納庫から構成されておりまして、道路運送車両法等の保安基準に適合し、緊急自動車として承認を得られる車両でございます。

なお、詳細については、車両構成図等をお目通し願います。

次に、この車両の補助金でございますが、総務省消防庁が所管する緊急消防援助隊設備整備費補助金が採択されまして、1,055万1,000円の補助金が決定しているところでございます。

当該車両につきましては、管外の災害対応はもとより、今後発生が懸念される東海、東南海、南海、都市直下型地震等の大規模地震及び特殊災害等において迅速、的確な消火活動を可能にするため、最新型の消防ポンプを装備し、安全は地域を越えて守るという理念から、消防庁長官からの緊急消防援助隊の消火部隊としての出動要請に対応するため、補助を受け、整備するものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（赤城正徳君） 次に、議案第12号について、横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）

平成25年度筑西広域市町村圏事務組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ494万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,675万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須藤 茂

でございます。

今回の補正予算につきましては、議案第10号並びに第11号の消防車両の購入に伴い、該当予算の補正予算をお願いするものでございます。

初めに、4ページ、5ページをお開きいただきたいと存じます。第2表 地方債補正、1、変更でございます。今回の変更理由でございますが、消防施設整備事業において高規格救急自動車と水槽付消防ポンプ自動車の2車両を配備予定しておりましたが、災害対応特殊車両として2台とも国庫補助の交付が受けられることになったこと、またこの車両の購入が決まったことにより、地方債の変更をお願いするものでございます。

補正前の限度額1億520万円から2,860万円を減額し、補正後限度額を7,660万円に変更するものでございます。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法についての変更はございません。

次に、6ページ、7ページをお開きいただきたいと存じます。歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。1、歳入でございます。款3国庫支出金、項1国庫補助金、目2消防費国庫補助金では2,281万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。これは、高規格救急自動車及び水槽付消防ポンプ自動車ともに当初は国庫補助金を見込めず、予算計上しておりませんでした。災害対応特殊車両に2台とも登録されましたことに伴い、国庫補助金の交付が受けられることになったものでございます。

続きまして、款6繰越金、項1、目1繰越金では83万8,000円の増額をお願いし、補正後1億6,927万8,000円とするものでございます。これも消防車両2台が災害対応特殊車両として登録され、国庫補助金が受けられることになったことに伴い、起債充当率が100%から90%に下がる部分の補填財源として前年度繰越金を充てるものでございます。

続きまして、款8組合債、項1組合債、目3消防債では、2,860万円の減額をお願いし、7,660万円とするものでございます。これは、第2表でご説明申し上げました地方債補正と同様の内容となっております。消防車両2台の国庫補助金の交付決定及び購入価格の決定に伴い、減額をお願いするものでございます。

次に、8ページ、9ページをお開きいただきたいと存じます。2の歳出でございます。款5消防費、項1消防費では494万4,000円の減額をお願いし、25億1,926万9,000円とするものでございます。内訳でございますが、目2消防施設費で494万4,000円、同額を減額し、1億805万6,000円とするものでございます。これは、備品購入費で消防車両2台の購入額の決定によるもので、災害対応特殊救急自動車が3,345万円と決定し、55万円の減額、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車が7,460万5,090円と決定し、439万4,910円の減額、これらを合わせまして494万4,000円の減額をお願いするものでございます。

以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（赤城正徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

17番、鈴木 聡君。

[17番 鈴木 聡君登壇]

○17番（鈴木 聡君） 審議に時間を費やすのは、もうこれは議員の努めですから、少し辛抱していただいて。というのは、大事なことがあります。いわゆる消防の車両を購入するということは、近代化に合わせていろいろ新しい能力を持ったものをどんどん購入するということは大変いいことですが、ただ合わせて1億1,000万ぐらいのものを2台買って、大きな買い物ですから、もっと聞きたい、慎重にやってもらいたいというものもございます。

それで、これは指名競争か一般競争かという基準は、どこをもってやっているのかということです。よく筑西市の競争、いわゆるそういう入札の要綱に基づいてやっているのだというのだけれども、筑西市ではこういう金額については一般競争なのです。だから、いわゆる筑西市は1,000万を超えるものは、もう一般競争でやっているのです、電子入札で。それ以下は指名ということ。

これだけの買い物をするのに、しかも指名した業者はどこなのか、それぞれ。例えば第10号では水戸の茨城トヨタが落札だと、それでは最低価格を設けて、例えば落札率はこれですとか、最低価格は何千万だとか、そういう説明はないのですか、広域議会では。これでは、さっぱり経過が分からない。そういうものをやっぱり議員に示さなければ。ただ、例えば第10号だったら、指名競争で茨城トヨタが落ちたとか、こっちの第11号はモリタが落ちたとかという、そういう話だけでは審議にならないのです、議員としては。つまり我々議員としては、議会、いろいろな問題についてチェックしなければならぬ。そういったチェックする場合に、ただこれだけの説明では分からないのです。そういうもの、例えばなぜ指名競争でやったか。何社が入ったのですか、それで。指名競争には何社を指名して、それぞれ札は幾らで入って、そしてこういうふうにとヨタならとヨタが落ちたとか、落札したとか、そういうものを説明してもらわないと分からないので、その辺よく詳しくひとつ説明願いたい。

それと、肝心なのは、なぜこういうことに指名でやったかということです。だから、指名をなぜやったか。指名には何社を、どことどことどこを指名したか、それぞれ議案に基づいて、そして入札、札はこの会社は幾らで入れたとか、そういう経過をお願いします。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の1回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

[事務局長 横田有司君登壇]

○事務局長（横田有司君） 鈴木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

入札の関係でございますけれども、当組合の契約規則、財務規則は、全て筑西市に準じて行っております。これは、条例に条文化してありますので、ご覧になっていただきたいと思います。

その中で、設計金額が原則として1,000万以上の全ての工事というふうな内容で指名、一般競争というふうにならざるを得ないというふうな項目が筑西市の建設工事一般競争入札実施要綱の中の第2条に記載されてございます。

それを受けまして、今回の指名競争入札でございますが、当組合に参加申請が出されている業者の中から資格のある業者を取り出しましたところ、救急車につきましては3社ございました。茨城いすゞ自動車株式会社下館営業所、それから茨城トヨタ自動車株式会社、茨城日産自動車株式会社、この3社でございます。

6月20日に入札を行いまして、3社とも応札いただきました。その内容でございますが、茨城いすゞが辞退でございます。辞退という札でございました。茨城トヨタは3,345万円でございます。これが落札業者でございますが、茨城日産自動車につきましては、予定価格が税込みで3,364万5,536円のところ3,386万7,327円で、予定価格をオーバーしましたので無効となっております。したがって、茨城トヨタのほうに落札契約というふうな運びになりました。

続きまして、議案第11号の消防ポンプ自動車でございますけれども、こちらにつきましてもやはり当組合に指名参加が出ている業者、資格がある業者が10社ございました。10社の業者名でございますが、株式会社土浦消防センター、日本ドライケミカル株式会社、株式会社ナカムラ消防化学東京営業所、日本機械工業株式会社、株式会社モリタ東京営業部、ジーエムいちはら工業株式会社、株式会社篠崎ポンプ機械製作所、小池株式会社、帝商株式会社、有限会社鈴機の10社でございます。

この中で事前に辞退届がございましたのが5社でございます。よって、5社の入札で株式会社モリタが落札したものでございますが、予定価格が7,571万3,770円でございます。土浦消防センターが7,468万9,090円でございます。株式会社モリタ、これ落札業者でございますが、この契約のとおりでございます。3番目の小池株式会社が7,523万5,090円でございます。帝商株式会社、7,531万9,090円でございます。有限会社鈴機、7,465万7,590円でございます。この結果、株式会社モリタが落札した状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 第11号のほうですが、これは特殊車両なのでしょうか。特殊車両だから、全国にあるいろいろのメーカー、営業所、そういったものが10社に及ぶ選択というか、入札の指名、これは例えば第10号では茨城県内の3社ということなのですが、しかも下館いすゞですか、こういうのも入っていて、そういう自治体に関係する会社には余り配慮というか、そういうものはないのですか。

それから、10社の選考ですか、こういうものは誰が選考するのでしょうか。

よくこれモリタなのですよ、落札しているのは。すると、モリタというのはメーカーとしては有名です、そういう消防の車両、機械などは。だから、別にモリタさんに疑念を抱くわけではないですが、必ずモリタが落ちるというのを、私の経験則からいうと感じるのですよね。これだけのメーカーがあってモリタとなってくるのは、これどういう、局長がこうですなんていうものはないとは思いますが、そういうものがもしあれば、分かれば。

ただ、いわゆる選考ですか、そういうものは、誰が選考して決めるのですか、これは。選定委員会

とかなんとかとあるのでしょうかけれども、そういうものをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の2回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君） 鈴木議員さんのご質問にお答え申し上げます。

指名参加の申請があった業者の中から選んでいるということで先ほどご答弁申し上げたとおりでございますけれども、この業者の選定の結果でございますけれども、こちらは施設長、庁議メンバー8人おりますけれども、その中で選定委員会を組織しております。その中で議論いたしまして、選定をしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君。

○17番（鈴木 聡君） 庁議選定メンバーというと、消防署管内の庁議の意味ですか、それとも広域事務組合のいわゆるエリアが違う、どういうエリアなのか。これは、正副管理者は入らないで、ただ部内の庁議で選定して、そしてただ管理者にこういうふうに決まりましたよという名簿を渡すだけなのですか。その辺、どうなのですか。これは、庁内選定というと、消防署管内の話だと思うのだよね、車両の性格からいって。そういうふうに解釈していいのですか。

○議長（赤城正徳君） 鈴木 聡君の3回目の質疑に答弁願います。

横田事務局長。

○事務局長（横田有司君） ご答弁申し上げます。

庁議メンバーが選定委員会を構成しておりますが、庁議メンバーはまず事務局長が私、それから次長が入っております。あと、施設長で環境センターの所長、遊湯館の館長、きぬ聖苑の場長、消防で消防長、消防次長、県西公園の所長が入っております。全員で8名で協議をいたしまして、決められた結果を管理者のほうに裁定を仰いでいるというふうな状況でございます。

以上でございます。

○議長（赤城正徳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認め、逐条採決いたします。

まず、議案第10号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 財産の取得について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 平成25年度筑西広域市町村圏事務組合一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、採決

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第8、議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを上程いたします。

直ちに説明を求めます。

横田事務局長。

〔事務局長 横田有司君登壇〕

○事務局長（横田有司君） 議案第13号についてご説明申し上げます。

筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について標記について次のとおり提出する。

平成25年7月23日提出

筑西広域市町村圏事務組合

管理者 須藤 茂

でございます。

2ページをお開きいただきたいと存じます。今般の条例改正につきましては、消防本部が設置いたしました消防施設整備推進特別委員会が平成25年3月7日に当消防本部の署所の適正配置や再編、統合について答申書を管理者に提出し、解散したため、報酬及び費用弁償を支給することがなくなったことから、関係する規定を削除するものでございます。

条文内容でございますが、第1条、第5条及び別表第3、別表第4に規定する消防施設整備推進特別委員会に関する字句を削りまして、条項の整備を図るものでございます。

なお、施行日は公布の日からとするものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（赤城正徳君） 以上で説明を終わります。

質疑を願います。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第13号 筑西広域市町村圏事務組合特別職の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（赤城正徳君） 起立全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出について

○議長（赤城正徳君） 次に、日程第9、閉会中の継続審査の申し出についてを上程いたします。

本件につきましては、お手元に配付してありますとおり、議会運営委員長から継続審査の申し出があったものであります。

お諮りいたします。本件について、委員長の申し出のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（赤城正徳君） ご異議なしと認め、委員長の申し出のとおり決しました。

◎閉会の宣告

○議長（赤城正徳君） 以上で、今臨時会に付託された案件はすべて議了いたしました。

これをもちまして、平成25年第1回筑西広域市町村圏事務組合議会臨時会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

閉 会 （午後 4時48分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年7月23日

議 長 赤 城 正 徳 ⑩

臨 時 議 長 稲 葉 里 子 ⑩

署 名 議 員 市 村 香 ⑩

署 名 議 員 飯 島 重 男 ⑩